

平成 22 年 11 月 5 日

米国ノンバンク規制に対するコメント

全国銀行協会

我々、全国銀行協会は、国内で活動する 139 の国内銀行および 45 の外国銀行で構成される銀行の業界団体である。

全国銀行協会として、米国金融安定監督評議会（FSOC）から今年 10 月 6 日に公表された「ノンバンク規制に係る市中協議文書」に対してコメントする機会を与えられたことに、まず感謝の意を表したい。

我々は以下のコメントが米国金融安定監督評議会におけるルール策定に向けてのさらなる作業の助けとなることを期待する。

【外国ノンバンクに対する規制の適用範囲の明確化（Q3）】

本規制の導入に際しては、各国間の監督上の衡平を担保する必要がある。本規制では、FSOC が外国ノンバンクを「米国の金融の安定に重大な影響を及ぼす」として FRB の規制・監督下に置くか否かを判断する際、「(当該外国ノンバンクが) 本国において連結ベースで服している健全性規制の内容・範囲を考慮すること（第 113 条(b)項(2)(H))」とされているが、当該事項について FSOC が各国当局と事前に十分協議することが重要であり、その上で（当該外国ノンバンクが）本国の監督当局から必要十分な健全性規制に服していることが確認された場合は、FRB による規制・監督は必要がないことをより明確化すべきである。

以 上